

令和5年度
茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の
運用状況報告書

茅ヶ崎市

目 次

I	情報公開制度のあらまし	1
	情報公開制度のしくみ	1
2	情報公開制度の内容	1
	(1) 制度の目的と基本的な考え方	1
	(2) 公開の対象になる行政文書	1
	(3) 請求権者	1
	(4) 公開義務と非公開情報	1
	(5) 費用負担	1
	(6) 審査請求	1
	(7) 指定管理者、出資法人等の情報公開	1
3	市政情報コーナーの情報提供	2
4	市政情報の公表及び提供	2
5	情報の共有	2
6	情報公開制度の運用状況	3
	(1) 公開請求に対する処理の状況	3
	ア 決定内容の内訳	3
	イ 請求者住所の内訳	3
	ウ 請求の情報分野別内訳	4
	エ 課別請求件数	5
	オ 一部非公開情報の内訳	7
	カ 非公開情報の内訳	7
	(2) 公開請求の一覧	8
	(3) 不服申立の処理状況	15
	(4) 情報提供の内容	24
	ア 有償刊行物の頒布の内訳	24
	イ 窓口での主な情報提供	24
II	個人情報保護制度のあらまし	25
1	個人情報保護制度のしくみ	25
2	個人情報保護制度の内容	25
	(1) 個人情報保護法とは	25
	(2) 個人情報保護法の目的	25
	(3) 開示、訂正及び利用停止	25
	(4) 費用負担	25
	(5) 審査請求	25
	(6) 情報公開・個人情報保護審議会	25

3	個人情報保護制度の運用状況	25
(1)	個人情報保護法の施行状況調査に対する回答	25
(2)	開示請求等に対する処理の状況	37
ア	決定内容の内訳	37
イ	一部不開示情報の内訳	37
ウ	不開示情報の内訳	38
(3)	開示請求の一覧	39
(4)	不服申立の処理状況	41
(5)	不服申立の内容	42

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度のしくみ

市では、公文書公開制度を昭和61年10月1日から施行してきましたが、社会情勢の変化などにより内容を見直し、情報公開制度として平成13年7月1日から施行しています。

この制度に基づいて、市民の知る権利の尊重と市の説明責任を明らかにし、より一層開かれた市政を推進するために、積極的な情報提供を行っています。

市政情報コーナーでは、市の行政資料を多数取りそろえています。

また、国及び県の行政資料についても収集していますので、自由に閲覧やコピーができます。

2 情報公開制度の内容

(1) 制度の目的と基本的な考え方

情報公開制度は、「地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市民の知る権利を尊重し、市政を市民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を定めることにより、市政に対する市民の理解を深め、もって公正で開かれた市政の推進に資する」ことを目的としています。

原則公開の精神に立って運用されていますが、プライバシーに関する情報などは非公開となる場合があります。

(2) 公開の対象になる行政文書

実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得したもので、文書、図画のほか、電磁的記録も含まれます。

(3) 請求権者

市内在住、在勤などにかかわらず、どなたでも請求できます。

(4) 公開義務と非公開情報

実施機関には、公開請求があったときは、非公開情報が記録されている場合を除き公開しなければならない義務があります。

[非公開情報の概要]

- ・個人に関する情報（第1号）
- ・法人等に関する情報（第2号）
- ・審議等に関する情報（第3号）
- ・事務等に関する情報（第4号）
- ・法令等の規定による情報（第5号）

(5) 費用負担

コピー代等実費を負担していただきます。

[例] コピー1面 10円（単色刷 A3まで）

(6) 審査請求

情報公開請求をした者は、実施機関の決定に不服がある場合は、審査請求ができます。救済機関である情報公開・個人情報保護審査会は、実施機関の決定が妥当であったかどうかを公正な立場で審査します。

(7) 指定管理者、出資法人等の情報公開

平成17年10月に指定管理者の情報公開の規定を設け、出資法人等とともに、情報公開制度の充実を図っています。

3 市政情報コーナーの情報提供

市政情報コーナーでは、自由に閲覧やコピーができる資料を数多く取りそろえています。貸出しや有償頒布ができる資料もあります。

4 市政情報の公表及び提供

平成20年4月1日から「市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」に基づき、市が策定する重要かつ基本的な計画等の概要や進捗状況、条例の制定又は改廃に関する情報の一覧表を市のホームページに掲載しています。

5 情報の共有

平成22年4月1日から施行された「茅ヶ崎市自治基本条例」に基づき市は、市政に関する情報について市民と共有を図るため、分かりやすく容易に、かつ等しく情報提供をするよう努めています。

6 情報公開制度の運用状況

(1) 公開請求に対する処理の状況

ア 決定内容の内訳（5年間の推移）

（単位：件）

年 度	請 求	公 開	一部公開	非 公 開
令和元年度	100	22	73	5
令和2年度	70	43	20	7
令和3年度	104	41	59	4
令和4年度	101	23	65	13
令和5年度	71	16	47	8

※ 文書不存在は、非公開に含まれています。

イ 請求者住所の内訳

<都道府県別内訳>

都 道 府 県 名	人 数
神 奈 川 県	61
東 京 都	7
愛 知 県	1
埼 玉 県	1
千 葉 県	1
合 計	71

<神奈川県内の市町村別内訳>

市 町 村 名	人 数
茅 ヶ 崎 市	54
藤 沢 市	2
平 塚 市	1
厚 木 市	1
小 田 原 市	1
鎌 倉 市	1
横 浜 市	1
合 計	61

ウ 請求の情報分野別内訳

分 野	件 数
都 市 基 盤	14
文 化	10
市 政 一 般	31
防 災 防 犯	7
社 会 福 祉	3
環 境	-
議 会	1
保健衛生・医療	1
消 費 生 活	-
選 挙	-
監 査	-
財 政	-
教 育	4
合 計	71

エ 課別請求件数

(単位：件)

課名	請	求	公	開	一部公開	非公開
行政総務課	1		1		-	-
職員課	-		-		-	-
文書法務課	1		-		1	-
財政課	-		-		-	-
資産経営課	16		1		11	4
契約検査課	-		-		-	-
秘書課	1		1		-	-
総合政策課	3		2		1	-
行政改革推進課	-		-		-	-
広報シティプロモーション課	3		-		3	-
デジタル推進課	-		-		-	-
市民自治推進課	4		1		2	1
防災対策課	-		-		-	-
安全対策課	4		-		3	1
市民相談課	1		-		1	-
市民課	1		1		-	-
小出支所	-		-		-	-
収納課	-		-		-	-
市民税課	1		-		1	-
資産税課	-		-		-	-
産業観光課	2		-		2	-
農業水産課	1		-		1	-
拠点整備課	-		-		-	-
文化推進課	5		4		1	-
スポーツ推進課	2		-		2	-
多様性社会推進課	3		1		2	-
地域福祉課	-		-		-	-
保険年金課	-		-		-	-
生活支援課	-		-		-	-
障がい福祉課	-		-		-	-
高齢福祉課	1		-		1	-
介護保険課	1		-		1	-
こども政策課	-		-		-	-
こども育成相談課	-		-		-	-
保育課	-		-		-	-
環境政策課	-		-		-	-
環境保全課	1		-		1	-
資源循環課	-		-		-	-
環境事業センター	-		-		-	-
都市計画課	-		-		-	-
都市政策課	-		-		-	-
景観みどり課	-		-		-	-
建築指導課	-		-		-	-
開発審査課	2		-		2	-
建設総務課	1		1		-	-
道路管理課	1		-		1	-
道路建設課	-		-		-	-

公園緑地課	2	-	2	-
建築課	-	-	-	-
下水道河川総務課	-	-	-	-
下水道河川建設課	1	-	1	-
下水道河川管理課	1	1	-	-
保健企画課	-	-	-	-
地域保健課	-	-	-	-
保健予防課	-	-	-	-
衛生課	1	1	-	-
健康増進課	-	-	-	-
病院総務課	-	-	-	-
医事課	-	-	-	-
病院経営企画課	-	-	-	-
消防総務課	-	-	-	-
予防課	-	-	-	-
警防救命課	1	-	1	-
指令情報課	-	-	-	-
消防指導課	-	-	-	-
警備第一・第二課	-	-	-	-
議会事務局	-	-	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-	-	-
監査事務局	-	-	-	-
農業委員会事務局	-	-	-	-
教育総務課	-	-	-	-
教育施設課	1	1	-	-
学務課	1	-	1	-
学校教育指導課	2	-	1	1
教育センター	-	-	-	-
社会教育課	3	-	2	1
青少年課	1	-	1	-
体験学習センター	1	-	1	-
図書館	-	-	-	-
合 計	71	16	47	8

オ 一部非公開情報の内訳

条例第5条	一部非公開情報	件数
1号	個人に関する情報	35
2号	法人等に関する情報	26
3号	審議等に関する情報	2
4号	事務等に関する情報	7
5号	法令の規定による情報	-
-	一部不存在	-

※ 複数の非公開情報の項目に該当することがあるため、一部公開の件数とは一致しません。

カ 非公開情報の内訳

条例第5条	非公開情報	件数
1号	個人に関する情報	-
2号	法人等に関する情報	-
3号	審議等に関する情報	-
4号	事務等に関する情報	-
5号	法令の規定による情報	-
条例第8条	存否に関する情報	-
-	不存在	8

(2) 公開請求の一覧

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
1	R5. 3. 27	茅ヶ崎市歴史文化交流館建設用地に係る損害賠償請求事件に係る ・裁判所より示された和解をすすめる文書 ・和解議案を提出するに至った打ち合わせ及び会議記録一切 ・特定日付に締結した和解文書	社会教育課	一部	1号	R5. 4. 7
2	R5. 3. 29	無承認無許可薬品等の発見についての茅ヶ崎市保健所宛て回答文書（特定日付のもの）	衛生課	公開	-	R5. 4. 12
3	R5. 3. 28	・茅ヶ崎市屋内温水プールの指定管理者申請要項及び運営の基準 ・指定管理者の選定の結果一覧（採点表）	スポーツ推進課	一部	2号	R5. 4. 11
4	R5. 4. 8	平成30年度から令和4年度までの間に特定団体から提出された要望書	高齢福祉課	一部	1号	R5. 4. 19
5	R5. 4. 7	社会福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策状況についての調査回答票（特定施設のもの）	介護保険課	一部	1号	R5. 4. 19
6	R5. 4. 20	・緑が浜小学校建設工事 完成図書（配置図、1階平面図、2階平面図、3階平面図、屋上平面図、立面図（1）、立面図（2））	教育施設課	公開	-	R5. 4. 27
7	R5. 5. 6	特定地区のまちぢから協議会規約案（解説等あり）	市民自治推進課	一部	1号	R5. 5. 19
8	R5. 5. 8	令和4年度に区域決定・供用開始された市道に係る ・告示文書 ・告示添付図面（案内図及び公図）	建設総務課	公開	-	R5. 5. 15
9	R5. 5. 23	茅ヶ崎市の地盤調査のボーリング柱状図	下水道河川建設課	一部	1号	R5. 6. 6
10	R5. 6. 13	ちがさきの個人情報保護ハンドブック	行政総務課	公開	-	R5. 6. 13
11	R5. 5. 9	特定団地への平成29年度の防犯灯電気料金の支給について ・特定自治会が住民の代表である証を示す文書	市民自治推進課	非公開	不存在	R5. 5. 26
12	R5. 5. 15	特定団地への平成29年度の防犯灯電気料金の支給について ・特定団地に支給した平成29年度の防犯灯電気料金を支給する趣旨を示す文章及び支給対象者を表記する文章 （他27件）	安全対策課	一部	1号 2号	R5. 6. 28
13	R5. 7. 11	博物館建設用地損害賠償請求事件の結果を受けて市が行った総括のための会議の会議録、及び会議に基づいて行った措置	社会教育課	非公開	不存在	R5. 7. 24

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
14	R5. 7. 11	防犯灯電気料金返還請求事件の結果を受けて市が行った総括のための会議の会議録、及び会議に基づいて行った措置	安全対策課	非公開	不存在	R5. 7. 25
15	R5. 7. 11	市民ギャラリー（3～5階）の方針決定に至るまでの庁内協議等について ・関係課協議の記録 ・市民ギャラリーの廃止について ・茅ヶ崎市民ギャラリー及びネスパ茅ヶ崎ビルの今後のスケジュール案 ・茅ヶ崎市民ギャラリー平面図	文化推進課	公開	-	R5. 7. 25
16	R5. 7. 11	茅ヶ崎公園駐車場条例について ・茅ヶ崎公園駐車場有料化に伴う近隣住民への説明に係る文書 ・副市長協議資料	公園緑地課	一部	1号 4号	R5. 7. 24
17	R5. 7. 11	茅ヶ崎公園駐車場条例について ・政策調整会議結果報告書 ・政策会議結果報告書	総合政策課	公開	-	R5. 7. 24
18	R5. 6. 27	・コミュニティFM放送局の開局に関する打ち合わせの議事録 ・コミュニティFM放送局の緊急割込放送の設備に関する打ち合わせの議事録	広報シティプロモーション課	一部	1号 2号 4号	R5. 8. 8
19	R5. 6. 27	「茅ヶ崎市役所仮設庁舎跡地活用事業・地域貢献施設」事業者打ち合わせのうち、特定日付のもの議事録	資産経営課	一部	1号 2号 4号	R5. 8. 8
20	R5. 7. 31	公共下水道事業不明水実態調査第一次委託について ・令和4年度及び令和5年度「公共下水道事業不明水実態調査第一次委託の入札について」の添付文書「積算金額算出根拠」 ・令和4年度及び令和5年度「公共下水道事業不明水実態調査第一次委託の契約について」の添付文書「入札結果表」	下水道河川管理課	公開	-	R5. 8. 10
21	R5. 8. 10	特定自治会の会則関係書類	市民自治推進課	公開	-	R5. 8. 18
22	R5. 7. 7	市民ギャラリー及びネスパ茅ヶ崎の施設廃止の方針について ・政策調整会議結果報告書 ・政策会議結果報告書	総合政策課	公開	-	R5. 8. 10
23	R5. 7. 7	市民ギャラリー及びネスパ茅ヶ崎の施設廃止の方針について ・関係課協議の記録 ・市民ギャラリーの廃止について ・茅ヶ崎市民ギャラリー及びネスパ茅ヶ崎ビルの今後のスケジュール案 ・茅ヶ崎市民ギャラリー平面図	文化推進課	公開	-	R5. 8. 15

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
24	R5. 7. 7	市民ギャラリー及びネスパ茅ヶ崎の施設廃止方針に係る決定協議資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の見直しに係る現況調査に関する文書 ・ 公共施設等調査票 ・ ヒアリング記録 ・ 検討及び打ち合わせの記録 ・ 関係課協議記録 ・ 財政健全化緊急対策推進本部会議資料及び会議記録 	資産経営課	一部	3号 4号	R5. 8. 16
25	R5. 8. 18	茅ヶ崎市駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止方針に係る決定協議資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課協議記録及び資料一式 ・ 副市長協議記録及び資料一式 	市民課	公開	-	R5. 9. 1
26	R5. 8. 23	特定自治会に対する防犯灯負担金返還請求事件に係る <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士委託料（着手金）の支出命令書 ・ 債権者支払状況（着手金） ・ 弁護士委託料（報酬金）の支出命令書 ・ 債権者支払状況（報酬金） 	文書法務課	一部	1号 2号	R5. 8. 25
27	R5. 8. 23	特定自治会に対する防犯灯負担金返還請求事件に係る <ul style="list-style-type: none"> ・ 判決文「防犯灯電気料金返還事件」 ・ 裁判費用（訴訟手数料）の支出命令書 ・ 債権者支払状況（訴訟手数料） ・ 請求書 ・ 報告書 	安全対策課	一部	1号 2号	R5. 9. 6
28	R5. 9. 8	法人設立・設置届出書	市民税課	一部	2号	R5. 9. 21
29	R5. 9. 19	住宅地造成事業計画の変更認可資料（土地利用計画図）	開発審査課	一部	1号	R5. 9. 27
30	R5. 8. 15	特定法人からの指定管理者指定申請書	安全対策課	一部	2号	R5. 9. 27
31	R5. 9. 14	ネスパ茅ヶ崎ビル3～5階利活用に関する打合せ記録	文化推進課	公開	-	R5. 9. 28
32	R5. 9. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ギャラリー会議結果報告書 ・ 市民ギャラリー廃止検討打ち合わせ ・ 市民ギャラリーの廃止等に係る関係課協議記録 ・ 市民ギャラリーの廃止等に係る関係課協議記録 ・ 財政健全化緊急対策推進本部会議記録（特定日付のもの） 	資産経営課	一部	3号 4号	R5. 9. 28
33	R5. 9. 19	特定神社設置防火水槽に係る防火水槽台帳及び借地契約書類	警防救命課	一部	1号	R5. 10. 3
34	R5. 10. 4	教職員湘南美術展に関する質問への回答文書	社会教育課	一部	1号	R5. 10. 18

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
35	R5. 10. 4	教職員湘南美術展に関する ・質問、要望及び照会文書 ・上記に対する回答文書 ・市教育委員会との面談申入に係る文書 ・F A X文書	学務課	一部	1号	R5. 10. 18
36	R5. 10. 11	地域貢献施設に関する契約関係文書	資産経営課	非公開	不存在	R5. 10. 20
37	R5. 10. 11	特定法人の施設（市有地に建設されたもの）の名称に係る協議等の記録	資産経営課	非公開	不存在	R5. 10. 20
38	R5. 10. 11	特定日付に市役所前広場で催された物品販売について ・茅ヶ崎市役所前広場利活用トライアル・サウンディング参加申込書及び選定結果通知書 ・茅ヶ崎市役所行財産使用申請書及び決定通知書 ・茅ヶ崎市役所行財産使用料減免申請書及び決定通知書	資産経営課	一部	1号 2号	R5. 10. 20
39	R5. 10. 11	地域貢献施設に関する事業者と市との ・事業用定期借地権設定契約書 ・茅ヶ崎市役所仮設庁舎跡地活用事業基本協定書	資産経営課	一部	2号	R5. 10. 20
40	R5. 10. 20	茅ヶ崎市後援名義の要綱の運用方針見直しに係る副市長協議記録	多様性社会推進課	公開	-	R5. 11. 6
41	R5. 10. 20	茅ヶ崎市後援名義の要綱の運用方針見直しに係る打合せ記録及び検討結果の文書	文化推進課	公開	-	R5. 11. 6
42	R5. 10. 20	特定団体の後援名義使用に係る ・茅ヶ崎市後援名義使用承認申請書及び使用決定書 ・副市長協議記録 (令和4年から5年までのもの)	多様性社会推進課	一部	1号	R5. 11. 6
43	R5. 10. 20	特定団体の後援名義使用に係る ・茅ヶ崎市後援名義使用承認申請書及び使用決定書 ・副市長報告資料 ・特定団体の来庁記録 (令和元年から3年までのもの)	文化推進課	一部	1号	R5. 11. 6
44	R5. 10. 25	茅ヶ崎市役所前広場利活用トライアル・サウンディング募集要領等の作成に至るまでの協議に係る議事要旨、募集要領（案）及びチラシ	資産経営課	公開	-	R5. 11. 8
45	R5. 10. 30	特定日付に届出のあった殿山公園プールに係る ・建築基準法第88条1項において準用する第18条第2項コンクリートブロック積擁壁構造計算書 ・基礎工の検討 ・鋼矢板基礎の検討（常時） ・鋼矢板基礎の検討（地震時） ・設計図面	公園緑地課	一部	1号	R5. 11. 8

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
46	R5. 10. 4	柳島スポーツ公園整備事業に係る ・設計業務計画書（平成27年付け） ・運營業務年度報告書（令和元年度版及び令和4年度版）	スポーツ推進課	一部	1号 2号	R5. 11. 6
47	R5. 11. 9	地域貢献施設に関する各事業者と市との ・災害時の情報発信に関する連携協定 ・コミュニティ放送局の開局に関する打合せ記録及び議事録 ・コミュニティ放送局の緊急割込放送の設備に関する打合せ記録	広報シティプロモーション課	一部	1号 2号	R5. 11. 24
48	R5. 11. 9	地位貢献施設に関する ・事業者打合せの議事要旨 ・事業者からの事業提案及び市からの回答文書 ・地域貢献施設の概要資料	資産経営課	一部	1号2号 4号	R5. 11. 24
49	R5. 10. 10	特定のゴルフ場に係る市、県及び事業者の協議記録 （平成29年11月から令和2年8月までのもの）	総合政策課	一部	1号2号 4号	R5. 11. 24
50	R5. 10. 10	トライアル・サウンディングの実施に関する内部規定 としての要綱	資産経営課	非公開	不存在	R5. 12. 5
51	R5. 11. 22	特定事業者との災害時の情報発信に関する連携協定	広報シティプロモーション課	一部	2号	R5. 12. 5
52	R5. 11. 22	トライアル・サウンディング事業の決裁に係る ・特定日付の議事要旨 ・募集要領（案） ・茅ヶ崎市役所前広場の利用方法（案） ・茅ヶ崎市役所前広場利活用トライアングル・サウン ディングチラシ（案） 地域貢献施設の事業者決定に係る ・事業者打合せの議事要旨 ・事業者からの事業提案及び市からの回答文書 ・地域貢献施設の概要資料	資産経営課	一部	2号	R5. 12. 6
53	R5. 12. 4	茅ヶ崎市内の公立中学校の学校別評定割合（個表）	学校教育指導課	非公開	不存在	R5. 12. 8
54	R5. 4. 19	・犯罪被害者等支援見舞金等実績（平成27年11月 以降のもの） ・犯罪被害者支援関係実績（令和2年度から4年度ま でのもの）	市民相談課	一部	1号	R5. 5. 2
55	R5. 11. 22	地位貢献施設に関する ・事業者打合せ及び協議等の議事要旨 ・事業者からの事業提案及び市からの回答文書 ・施設の概要、管理運営及び計画に係る資料	資産経営課	一部	1号 2号	R5. 12. 19
56	R5. 12. 11	県と市がやりとりした令和4年度の学習評価に関する 文書	学校教育指導課	一部	1号	R5. 12. 22

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
57	R5. 12. 23	女性のための離婚に関する法律基礎講座において使用・配布された、 ・男女共同参画推進事業（講座）企画書 ・女性のための法律基礎講座～離婚～（当日配布資料）	多様性社会推進課	一部	1号 2号 不存在	R6. 1. 5
58	R5. 12. 28	道路占用許可申請書及び道路工事等完了届（特定事業者のもの）	道路管理課	一部	1号 2号	R6. 1. 11
59	R6. 1. 15	令和5年第4回市議会定例会議案第116号関係資料 ・茅ヶ崎公園体験学習センター指定管理者の候補者の選定経緯 ・事業計画書 ・団体の概要書 ・公の施設の指定管理業務の実績報告書	体験学習センター	一部	1号 2号	R6. 1. 23
60	R6. 1. 22	・建物総合損害共済委託申込承認証及び明細書 ・全国市長会市民総合賠償補償保険加入証 ・自動車損害共済委託申込承認証（総合契約）及び明細書	資産経営課	一部	2号	R6. 1. 26
61	R6. 1. 15	地域貢献施設について各事業者と市で相互に交わされた賃貸に関する契約書や協定書等すべて	資産経営課	非公開	不存在	R6. 1. 29
62	R6. 2. 5	特定事業者に関する建築基準法第93条通知の受理に係る文書	環境保全課	一部	1号 2号	R6. 2. 13
63	R6. 2. 5	本庁舎4階まちぢから協議会連絡会の事務室について ・茅ヶ崎市行政財産使用申請書及び決定通知書 ・茅ヶ崎市市有財産使用料減免申請書、決定通知書及び使用料積算資料 （令和元年から現在までのもの）	資産経営課	一部	不存在	R6. 2. 19
64	R6. 2. 6	茅ヶ崎サザン芸術花火2023について海岸専用決定に至る関連書類一式（茅ヶ崎漁港駐車場を含む） ・漁港区域内占用許可申請書、決定通知書及び添付資料 ・海岸保全区域占用許可申請書、決定通知書及び添付資料 ・占用料減免申請書、決定通知書及び添付資料 ・漁港施設使用許可申請書、決定通知書及び添付資料 ・漁港施設使用許可申請書、決定通知書及び添付資料	農業水産課	一部	1号 2号	R6. 2. 19
65	R6. 2. 6	茅ヶ崎アロハマーケット2023について ・共催に至るまでの経緯の分かる文書 ・茅ヶ崎公園体験学習センターの諸室使用仮予約依頼書、利用決定書及び使用料減免決定書 ・茅ヶ崎公園の使用に係る依頼及び回答の文書 ・茅ヶ崎市姉妹都市アロハマーケット2023交流事業収支報告書	秘書課	公開	-	R6. 2. 20
66	R6. 2. 6	茅ヶ崎サザン芸術花火2023に係る茅ヶ崎市後援名義使用承認申請書、使用決定書及び添付資料	産業観光課	一部	1号	R6. 2. 20

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
67	R6. 2. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会がなぜ、どこからの要望によって設立が協議され、決定されたのか経緯の分かる文書 ・連絡会の事務所、事務員がなぜ、どこからの要望によって設置されたのか経緯の分かる文書（本庁舎4階になった経緯も含めて） 	市民自治推進課	一部	不存在	R6. 2. 20
68	R6. 2. 15	特定事業者が市内特定地番に計画している分譲住宅の特定開発事業に係る説明会等結果報告書	開発審査課	一部	1号	R6. 2. 27
69	R6. 2. 13	<p>地域貢献施設について市が特定事業者に対し事業用定期借地権設定契約書に定める紙面による承諾を行った文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの事業提案及び市からの回答文書 ・地域貢献施設の概要資料 ・事業者からの変更承諾申請書及び市からの回答文書 	資産経営課	一部	2号	R6. 2. 27
70	R6. 2. 20	<p>令和5年度茅ヶ崎市キャッシュレス決済ポイント還元事業に関するプロポーザル募集について、決定事業者が提出した、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案書概要 ・見積書（様式6） ・御見積書（事業者様式） ・茅ヶ崎市キャッシュレス決済ポイント還元事業事務企画ご提案 	産業観光課	一部	1号 2号	R6. 3. 5
71	R6. 3. 14	茅ヶ崎公園体験学習センター指定管理者指定申請に係る事業計画書（指定企業分）	青少年課	一部	1号 2号	R6. 3. 21

(3) 不服申立の処理状況

(単位：件)

年 度	請 求	決 定	取下げ
平成4年度	1	1	-
平成5年度	1	1	-
平成6年度	5	-	-
平成7年度	-	5	-
平成8年度	-	-	-
平成9年度	1	-	-
平成10年度	1	2	-
平成11年度	-	-	-
平成12年度	-	-	-
平成13年度	-	-	-
平成14年度	-	-	-
平成15年度	-	-	-
平成16年度	4	-	1
平成17年度	-	3	-
平成18年度	2	2	-
平成19年度	1	1	-
平成20年度	1	1	-
平成21年度	-	-	-
平成22年度	4	-	-
平成23年度	2	5	-
平成24年度	-	1	-
平成25年度	7	-	-
平成26年度	2	9	-
平成27年度	1	-	-
平成28年度	5	1	1
平成29年度	7	-	1
平成30年度	2	5	-
令和元年度	-	6	-
令和2年度	1	1	-

令和3年度	1	2	-
令和4年度	2	2	-
令和5年度	2	2	-
合計	53	50	3

不服申立の内容

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
4-1	H4. 5. 6	平成元年度、平成2年度特別職員報酬等審議会議事録	H4. 5. 6	市長	一部公開 1号 4号	H4. 7. 4	H4. 7. 10	H5. 3. 9	市長の判断は妥当	H5. 3. 26	答申どおり (棄却)
5-1	H5. 2. 2	高校入試時提出の内申書	H5. 2. 16	教育委員会	非公開 1号	H5. 4. 7	H5. 4. 27	H5. 9. 28	教育委員会の判断は妥当	H5. 10. 27	答申どおり (棄却)
6-1	H6. 4. 19	自治会運営交付金各自治会収支報告、領収書等平成3～5年度	H6. 4. 28	市長	一部公開 3号	H6. 5. 9	H6. 5. 13	H7. 5. 22	市長の判断は妥当	H7. 6. 7	答申どおり (棄却)
6-2	H6. 4. 19	各自治会会則	H6. 5. 13 (延長)	市長	非公開 3号	H6. 5. 23	H6. 5. 26	H7. 5. 22	市長の判断は妥当	H7. 6. 7	答申どおり (棄却)
6-3	H6. 4. 19	自主防災組織運営補助金各補助金支出先収支報告書及び領収書等平成3～5年度	H6. 5. 12 (延長)	市長	非公開 3号	H6. 5. 23	H6. 5. 27	H7. 5. 22	市長の判断は妥当	H7. 6. 8	答申どおり (棄却)
6-4	H6. 4. 6	議長交際費、支出に係る伝票 平成元～5年度	H6. 4. 26 (延長)	議会	非公開 1号	H6. 6. 10	H6. 6. 13	H7. 5. 22	議会の判断は妥当	H7. 6. 8	答申どおり (棄却)
6-5	H7. 1. 31	固定資産税・都市計画税に関する市内各病院の減免について 平成6年度	H7. 2. 7	市長	非公開 7号	H7. 2. 7	H7. 2. 9	H7. 7. 25	市長の判断は妥当	H7. 8. 2	答申どおり (棄却)
9-1	H. 9. 2. 12	茅ヶ崎市清掃事業所の焼却灰の自区域外搬出先での処理状態	H9. 2. 26	市長	非公開 5号	H9. 4. 25	H9. 6. 13	H10. 8. 17	公開が妥当	H10. 9. 21	答申どおり (容認)
10-1	H10. 4. 28	市長あての「防災倉庫」設置についての要望書 (特定日付のもの)	H10. 5. 7	市長	非公開 1号	H10. 5. 27	H10. 6. 9	H10. 11. 18	市長の判断は妥当	H10. 12. 21	答申どおり (棄却)
16-1	H17. 1. 4	(仮称) 南湖院記念公園協議会会議録第1回～第5回	H17. 1. 21	市長	一部公開 1号 2号	H17. 2. 1	H17. 2. 4	H17. 6. 8	市長の判断は妥当	H17. 6. 20	答申どおり (棄却)
16-2	H17. 1. 1	自然環境評価調査事業に関する企画提案資料等	H17. 1. 27	市長	非公開 2号	H17. 1. 31	H17. 2. 8	H17. 9. 20	一部公開が妥当	H17. 10. 13	答申どおり (容認)
16-3	H17. 1. 3	平成15年度及び16年度に自然環境評価調査事業で受託業者が関係者に支払った費用	H17. 2. 10	市長	不存在	H17. 2. 21	H17. 3. 7	H17. 9. 20	市長の判断は妥当	H17. 10. 13	答申どおり (棄却)
18-1	H18. 5. 16	受託業者が茅ヶ崎市自然環境評価調査事業に関して茅ヶ崎市に提出し、不服申立てして出てきた企画提案書などの資料のタイトル、目次、その他の部分	H18. 5. 30	市長	一部公開 1号	H18. 6. 6	H18. 6. 14	H18. 9. 13	市長の判断は妥当	H18. 10. 6	答申どおり (棄却)
18-2	H18. 7. 26	茅ヶ崎市自然環境評価調査におけるGISデータ	H18. 8. 9	市長	不存在	H18. 8. 10	H18. 8. 15	H18. 10. 25	市長の判断は妥当	H18. 11. 8	答申どおり (棄却)

不服申立の内容

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
19-1	H19.5.8	受託事業者から提出された茅ヶ崎市自然環境評価調査業務企画提案書及びプレゼンテーション書類、実力書	H19.5.21	市長	一部公開 1号	H19.5.24	H19.6.14	H19.9.19	市長の判断は妥当	H19.10.16	答申どおり (棄却)
20-1	H20.7.25	平成20年8月28日付け20茅都計第75号で諮問された「昭和46年3月26日付神奈川県知事告示第287号「茅ヶ崎市計画堤地区土地区画整理事業の決定」に係る関係図書(縦覧に供した法定図書)」	H20.8.8	市長	不存在	H20.8.18	H20.8.28	H20.12.11	市長の判断は妥当	H21.1.16	答申どおり (棄却)
22-1	H22.9.7	障害者自立支援法に係る自立支援医療精神通院意見書のうち、平成21年度中に収受した平塚、茅ヶ崎、藤沢の医療機関が作成したもので、主たる障害名、従たる障害名、処方、作成医師名、作成医療機関名、作成医療機関所在地	H22.9.21	市長	非公開 1号	H22.9.22	H22.10.8	H23.8.17	市長の判断は妥当	H23.8.31	答申どおり (棄却)
22-2	H22.9.13	特定医療機関のレセプトのうち、請求先が保持する6月診療分的一切。但し、傷病名及び保険数	H22.9.27	市長	非公開 1号	H22.9.29	H22.10.8	H23.8.17	市長の判断は妥当	H23.8.31	答申どおり (棄却)
22-3	H22.9.13	高齢福祉介護課地域支援担当の所有する特定法人と茅ヶ崎市との随契に係る実績報告書、見積書、領収書、契約に係る書類一切(随契理由書を含む)	H22.9.27	市長	一部公開 1号	H22.10.1	H22.10.13	H23.8.17	市長の判断は妥当	H23.8.31	答申どおり (棄却)
22-4	H23.1.18	昭和60年7月堤地区土地区画整理事業の換地処分の公告時点における法定図書：茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業施行地域(施行地区)位置図及び施行区域(施行地区)区域図	H23.2.1	市長	不存在	H23.3.30	H23.4.5	H23.8.9	市長の判断は妥当	H23.8.23	答申どおり (棄却)
23-1	H23.6.10	高齢福祉介護課が請求日現在保有する介護認定に係る主治医意見書の初回申請分一切のうち、性別、年齢、医師氏名、医療機関名、医療機関所在地、診断名、投薬内容	H23.6.23	市長	非公開 1号	H23.6.24	H23.7.14	H23.12.28	一部公開が妥当	H24.1.11	答申に沿わず (棄却)
23-2	H23.9.28	平成23年度第4回茅ヶ崎市環境審議会会議録(録音データ)	H23.10.12	市長	非公開 3条3号	H23.11.29	H23.12.6	H24.8.30	却下	H24.9.11	答申どおり (棄却)
25-1	H25.11.18	平成元年度、職員の懲戒処分に関し、記者へ資料提供していない被処分者の氏名、職名、職務の級番号、所属、性別、生年月日、住所、電話番号、役職、発生前年月日、処分対象内容、処分年月日、処分内容、根拠法令、処分の種類及び程度のわかる文書	H25.11.29	市長	不存在	H26.1.23	H26.2.7	H26.11.5	市長の判断は妥当	H26.11.28	答申どおり (棄却)

不服申立の内容

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
27-1	H27.10.5	(仮称)柳島スポーツ公園整備事業PFI事業者選定委員会の提案評価調書(個別採点表)及び打合せ議事録	H27.10.19	市長	一部公開 1号 3号	H27.10.21	H27.10.26	H28.9.27	市長の判断は妥当	H28.10.6	答申どおり (棄却)
28-1	H28.9.26	平成28年度茅ヶ崎市自治基本条例検証に係る学識経験者の意見聴取の録音データ	H28.9.30	市長	不存在	H28.10.13	H28.12.7	H30.4.4	市長の判断は妥当	H30.5.10	答申どおり (棄却)
28-2	H28.10.24	「特定施設利用に関する事業者選定評価委員会議事録概要」に対し、神奈川県から茅ヶ崎市に確認を求められた経過が検証でき一切の文書	H28.11.7	市長	一部公開 1号 2号 4号	H28.11.10	H29.1.23	H30.8.28	非公開とした部分の一部公開が妥当	H30.11.20	答申どおり (一部公開)
28-3	H29.1.23	平成28年度第3回情報公開・個人情報保護審査会の会議録	H29.2.6	市長	一部公開 4号	H29.2.20	H29.7.10	H30.8.21	非公開とした部分の一部公開が妥当	H30.9.21	答申どおり (一部公開)
28-4	H29.1.30	平成28年度第3回情報公開・個人情報保護審査会の会議録	H29.2.6	市長	一部公開 4号	H29.2.27	H29.7.10	H30.8.21	非公開とした部分の一部公開が妥当	H30.9.21	答申どおり (一部公開)
29-1	H29.5.26	特別支援学級増設検討委員会(学校教育指導課所管)の過去の会議資料及び会議録	H29.6.8	教育委員会	一部公開 1号	H29.6.19	H29.9.15	H31.1.29	教育委員会の判断は妥当	H31.3.8	答申どおり (棄却)
29-2	H29.7.3	柳島スポーツ公園整備事業PFI事業者選定委員会の議事録、摘録	H29.7.6	市長	一部公開 1号 不存在	H29.7.25	H30.9.3	R1.5.24	市長の判断は妥当	R1.6.14	答申どおり (棄却)
29-3	H29.7.14	新制度になつてからの情報公開・個人情報保護審査会における口頭意見陳述記録	H29.7.25	市長	一部公開 1号 4号	H29.7.31	H30.1.17	R1.7.22	市長の判断は妥当	R1.6.19	答申どおり (棄却)
29-4	H29.7.31	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会口頭意見陳述聴取結果記録書に係る審査請求書・弁明書・反論書及び意見書(特定日付のもの)	H29.8.14	市長	一部公開 1号 4号	H29.8.17	H30.1.17	H31.4.10	市長の判断は妥当	R1.5.14	答申どおり (棄却)
29-5	H29.11.9	茅ヶ崎公園の複合施設建設に伴うテニスコート移設が決定されるまでの段階で市とテニス協会(及び関係団体)が協議した議事録とその資料	H29.11.21	市長	不存在	H30.1.19	H30.11.21	R1.9.5	市長の判断は妥当	R1.9.18	答申どおり (棄却)

不服申立の内容

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
29-6	H29.11.10	<p>不服申立の内容</p> <p>柳島スポーツ公園整備事業PFI事業者選定委員会に係る次の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議での委員の話し合いの録音データ ・会議での委員の話し合いの速記記録 ・議事録、摘録 ・委員会での採点結果表 ・各委員が採点を書き入れた原本 	H29.11.24	市長	一部公開 1号 不存在	H30.1.19	H30.9.3	R1.7.22	市長の判断は妥当	R1.8.14	答申どおり (棄却)
30-1	H30.3.14	<p>特定日付の記者会見であった、特定小学校におけるいじめ重大事態に関する以下の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年3月から同10月までの間、当該学校が当該児童、当該学級児童会長、関係児童、当該学年教職員、ふれあい補助員に対して行った聞き取り調査記録、調査結果 ・学校のいじめ対策委員会の会議又は協議記録、議事録 	H30.4.13 (延長)	教育委員会	非公開 1号 4号	H30.7.13	H30.9.26	R2.3.5	教育委員会の判断は妥当	R2.3.31	答申どおり (棄却)

不服申立の内容

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
30-2	H30. 4. 18	<p>不服申立の内容</p> <p>・特定小学校の授業研究会は、設立当初3年間の時限的特別措置により予算が付けられたが、予算終了後に市教委や学校の計画として、どのような位置づけや運営方法などが定められてきたのか、決定責任者は誰か、現在に至るまでの公開授業の実施について分かる文書。</p> <p>①現在の授業研究会の形態が、いつどのような責任によって、どのような経緯で定められたのか分かる文書。</p> <p>②授業研究会がどのような団体か分かる文書。研究会の会長やメンバーを定めたものや規約書など全て。</p> <p>③市教委は特定小学校の授業研究会にどのような係わっているのか分かる文書全て。</p> <p>④授業研究会のセミナーなどを使用した貸し校舎などの学校施設、機材などの備品の貸し出し記録、使用許可の手続き書全て。</p> <p>⑤授業研究会が、セミナーや月例研究会などの参加者から徴収していた参加費の金額、資料代の金額が分かるもの。徴収の方法、徴収した責任者が分かるもの。</p> <p>⑥授業研究会の講師に対して支払っていた金額及びその謝礼規定の分かるもの。</p> <p>⑦授業研究会の運営に係わる収支決算書、会計報告書で存在するもの全て。領収書、収支管理口座の名義が分かるもの。</p> <p>⑧特定小学校の教員の授業研究会への参加同意書。参加への規定などが分かるもの。出勤の時間管理の分かるもの。</p> <p>・海外の視察団の受け入れ記録とその受付方法や窓口などが分かるもの。海外の視察団から参加費の徴収をしているか否かが分かるもの。</p>	H30. 5. 29 (延長)	教育委員会	一部公開 1号 不存在	H30. 8. 28	H30. 11. 22	2. 6. 17	教育委員会の判断は妥当	R2. 7. 22	答申どおり (棄却)
2-1	R2. 12. 24	茅ヶ崎市職員措置請求に関する監査委員協議の逐語録(特定日付のもの)	R3. 1. 5	監査委員	不存在	R3. 3. 9	R3. 4. 27	R3. 10. 1	監査委員の判断は妥当	R3. 11. 1	答申どおり (棄却)
3-1	R3. 3. 30	特定日付に行われた特定自治会と茅ヶ崎市役所安全対策課との協議の記録「一切」]	R3. 4. 13	市長	非公開 4号	R3. 5. 26	R3. 7. 27	R3. 11. 22	非公開とした部分の一部公開が妥当	R3. 12. 14	答申どおり (一部公開)
4-1	R4. 9. 12	平成29年度～令和2年度まちちから協議会連絡会市補助金決算書	R4. 9. 22	市長	不存在	R4. 11. 1	R4. 12. 8	R5. 3. 16	市長の判断は妥当	R5. 3. 29	答申どおり (棄却)

不服申立の内容

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
4-2	R4.10.11	茅ヶ崎市まちから協議会連絡会の平成29年度～令和3年度各年度毎の市補助金前期限越金及び翌期限越金の金額と算出方法の分かる説明書等の文書	R4.10.25	市長	不存在	R4.11.1	R4.12.8	R5.3.16	市長の判断は妥当	R5.3.29	答申どおり (棄却)
5-1	R4.11.25	茅ヶ崎市内特定地番の土地(特定法人所有)に関し、同所特定地番、同所特定地番及び同所特定地番の土地が、建築基準法第42条第2項に定める道路(いわゆる二項道路)の該当性につき、特定法人が提出した文書及び御庁において作成された文書の全て	R4.12.9	市長	一部公開 1号	R5.2.27	R5.4.19	R5.7.21	市長の判断は妥当	R6.8.1	答申どおり (棄却)
5-2	R5.7.11	市民ギヤラリー(3、4、5階)の方針決定に至るまでの庁内での話し合い経緯の分かる文書すべて。(令和4年2月全協～現在まで)	R5.7.25	市長	公開	R5.10.24	R5.12.1	R6.2.28	市長の判断は妥当	R6.3.6	答申どおり (棄却)

(4) 情報提供の内容

ア 有償刊行物の頒布の内訳

資料名	単価（円）	冊数
統計年報	500	1
ちがさき都市マスタープラン	1,500	1
令和5年度予算書及び予算説明書	2,000	1
令和6年度予算書及び予算説明書	2,000	1
令和4年度一般会計特別会計決算書及び附属書類	2,000	1
茅ヶ崎市総合計画	1,000	13
茅ヶ崎市みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略	1,000	1
合計		19

イ 窓口での主な情報提供

課名	件名	件数
市民課	住居表示台帳及び住居表示付番	17
都市計画課	都市計画概要図の写しの交付	3,425
	まちづくり情報図の写しの交付	2,603
建築指導課	建築計画概要書の写しの交付	4,290
	道路位置指定図の写しの交付	3,258
	建設リサイクル法台帳の写しの交付	15
下水道河川管理課	公共下水道台帳の写しの交付	9,316
合計		22,924

工事設計書の情報提供	418
------------	-----

II 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度のしくみ

市では、茅ヶ崎市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）を平成8年10月に制定し運用してきましたが、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正されたことにより旧個人情報保護条例を廃止し、令和5年4月からは個人情報保護法に基づく個人情報保護制度の運用を行っています。

この制度に基づいて市は個人情報を適切に取り扱い、また市の保有個人情報に対して開示請求、訂正請求又は利用停止請求がされた場合には適切に対応することとしています。

2 個人情報保護制度の内容

(1) 個人情報保護法とは

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護していくために、事業者や行政機関等における個人情報の適正な取扱いのルールを定めた法律です。

(2) 個人情報保護法の目的

個人情報保護法は、デジタル社会の進展という状況下において、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等における個人情報の適正な取扱いに関する義務の遵守や個人情報の適切かつ効果的な活用に関する施策の展開を通じ、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

(3) 開示、訂正及び利用停止

個人情報保護法は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みを設けており、何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができます。

(4) 費用負担

コピー代等実費を負担していただきます。
〔例〕コピー1面 10円（単色刷 A3まで）

(5) 審査請求

請求者は、実施機関の決定に不服がある場合は、審査請求ができます。救済機関である情報公開・個人情報保護審査会は、実施機関の決定が妥当だったかどうかを公平な立場で審査します。

(6) 情報公開・個人情報保護審議会

情報の公開に関する制度の改善及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するとともに、特定個人情報保護評価に関する規則の規定により実施機関の求めに応じて意見を述べる機関として「情報公開・個人情報保護審議会」が設置されています。

3 個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報保護法の施行状況調査に対する回答

市は、個人情報保護法第165条第1項の規定に基づき、令和5年度における同法の施行の状況について、個人情報保護委員会に対して次ページ以降の調査票のとおり回答しています。

令和5年度

個人情報保護法施行状況調査

調査票

(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人用)

※民間部門の規律が適用される地方独立行政法人を除く。

回答団体名	神奈川県茅ヶ崎市
担当課室 ※1	経営総務部行政総務課
法人番号 ※2	1000020142077

※1 担当者・連絡先等は記載しないでください。

※2 国税庁法人番号サイトにて確認願います。

個人情報保護委員会

本シートは都道府県及び政令指定都市を含む、
全ての団体が記入する

水色の欄に半角数で記入。なお、黄色の欄は自動入力されるため記入は不要

1 個人情報ファイルの状況	①個人情報ファイル数		152	№a.001		
	②要配慮個人情報を含むファイル数		79	№a.002		
	③特定個人情報ファイル数		57	№a.003		
	④要配慮個人情報を含むファイル数		42	№a.004		
	⑤業務委託を実施した個人情報ファイル数		47	№a.005		
	⑥再委託を実施したファイル数		8	№a.006		
	⑦委託先・再委託先が外国の事業者であるファイル数		0	№a.007		
2 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況 ★病院、診療所及び大学の運営(法第58条第2項1号該当業務)に関する個人情報については13以降に記入する。	(1) 法第69条第1項に基づく場合(法令に基づく目的外利用・提供)	①利用目的以外の目的のために利用・提供した個人情報ファイル数		4	№a.008	
		(2) 法第69条第2項に基づく場合	①利用目的以外の目的のために利用・提供した個人情報ファイル数		6	№a.009
	②法第69条第2項各号の別(複数該当あり)		法第69条第2項第2号	5	№a.010	
			法第69条第2項第3号	4	№a.011	
			法第69条第2項第4号	1	№a.012	
	(3) 法第71条にいう外国にある第三者への提供	①外国にある第三者に供した個人情報ファイル数		0	№a.013	
		②根拠の別	法令に基づく場合	0	№a.014	
			法第69条第2項第4号に基づく場合	0	№a.015	
	3 仮名加工情報の保有状況		①保有する仮名加工情報を含むデータベース等の数		0	№a.016
	4 行政機関等匿名加工情報ファイルの状況		①保有する行政機関等匿名加工情報ファイル数		0	№a.017
②要配慮個人情報を含む個人情報ファイルを加工して作成したファイル数			0	№a.018		
③業務委託を実施したファイル数			0	№a.019		
④再委託を実施したファイル数			0	№a.020		
⑤委託先・再委託先が外国の事業者であるファイル数			0	№a.021		
5 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施状況		①提案募集の対象となったファイル数		0	№a.022	
		②提案の件数		0	№a.023	
		審査結果が適合となった件数		0	№a.024	
		契約締結までに至った件数		0	№a.025	
		契約締結までに至らなかった件数		0	№a.026	
		審査が翌年度に持ち越しとなった件数		0	№a.027	
		審査結果が不適合となった件数		0	№a.028	
6 匿名加工情報の保有状況		①保有する匿名加工情報を含むデータベース等の数		0	№a.029	

7 開示請求の状況	(1) 処理の状況	①受け付けた件数		27	№.030		
		②取り下げられた件数		0	№.031		
	(2) 決定等の状況	ア 開示決定等	①開示決定等の件数		27	№.032	
			②全部を開示する決定		9	№.033	
			③一部を開示する決定		13	№.034	
			④不開示決定		5	№.035	
			⑤(②及び③のうち)裁量的開示を行ったもの		0	№.036	
		イ 全部又は一部不開示の理由	①「不開示決定」及び「一部を開示する決定」の合計数(参考)		18	№.037	
			不開示 とした理 由の内 訳(複 数該当 あり)	②不開示情報に該当		17	№.038
				③保有個人情報の不存在		6	№.039
				④法の適用除外		0	№.040
				⑤存否応答拒否		0	№.041
	⑥その他			1	№.042		
	(3) 審査請求の状況	①審査請求の件数 ※来年度調査から「前年度からの持ち越し件数」の設問を追加する予定		0	№.043		
		②裁決により処理を終了した件数		0	№.044		
		裁 決 の 内 訳	③ 審議会等 に諮問しな い て 裁 決 を 行 っ た も の	審査請求の認容	0	№.045	
				審査請求の却下	0	№.046	
				その他	0	№.047	
			④ 審議会等 に諮問して 裁 決 を 行 っ た も の	審査請求の棄却	0	№.048	
				審査請求の認容	0	№.049	
審査請求の一部認容				0	№.050		
その他		0		№.051			
		※審議会等答申と異なる裁決を行ったもの	0	№.052			
⑤処理中(次年度に持ち越し)		0	№.053				
⑥取り下げられた件数		0	№.054				

8 訂正請求の状況	(1) 処理の状況	①受け付けた件数		0	Na.055		
		②取り下げられた件数		0	Na.056		
	(2) 決定等の状況	ア 訂正決定等	①訂正決定等の件数		0	Na.057	
			②全部を訂正する決定		0	Na.058	
			③一部を訂正する決定		0	Na.059	
			④不訂正決定		0	Na.060	
		イ 全部又は一部不訂正の理由	①「不訂正決定」及び「一部を訂正する決定」の合計数(参考)		0	Na.061	
	(3) 審査請求の状況	イ 全部又は一部不訂正の理由	不訂正とした理由の内訳(複数該当あり)	②行政機関の長等の判断によるもの		0	Na.062
				③保有個人情報の不存在		0	Na.063
				④他の法令で特別の手続が定められていることによるもの		0	Na.064
				⑤その他		0	Na.065
				①審査請求の件数 ※来年度調査から「前年度からの持ち越し件数」の設問を追加する予定		0	Na.066
			②裁判により処理を終了した件数		0	Na.067	
			裁決の内訳	③ 審議会等に諮問しないで裁決を行ったもの	審査請求の認容	0	Na.068
					審査請求の却下	0	Na.069
					その他	0	Na.070
				④ 審議会等に諮問して裁決を行ったもの	審査請求の棄却	0	Na.071
	審査請求の認容	0			Na.072		
	審査請求の一部認容	0			Na.073		
	その他	0			Na.074		
	※審議会等答申と異なる裁決を行ったもの		0	Na.075			
⑤処理中(次年度に持ち越し)		0	Na.076				
⑥取り下げられた件数		0	Na.077				

9 利用停止請求の状況	(1) 処理の状況	①受け付けた件数		0	№.078		
		(複数該当あり) 請求の理由	不適正利用	0	№.079		
			不適正取得	0	№.080		
			法第61条第2項違反	0	№.081		
			法第69条第1項違反	0	№.082		
			法第69条第2項違反	0	№.083		
			法第71条第1項違反	0	№.084		
			番号法違反	0	№.085		
			その他	0	№.086		
		②取り下げられた件数		0	№.087		
	(2) 決定等の状況	ア 利用停止決定等	①利用停止決定等の件数		0	№.088	
			②全部を利用停止する決定		0	№.089	
			③一部を利用停止する決定		0	№.090	
			④不利用停止決定		0	№.091	
			①「不利用停止決定」及び「一部を利用停止する決定」の合計数(参考)		0	№.092	
		イ 全部又は一部の不利用停止の理由	不利用停止とした理由の内訳 (複数該当あり)	②行政機関の長等の判断によるもの		0	№.093
				③保有個人情報の不存在		0	№.094
				④他の法令で特別の手続が定められていることによるもの		0	№.095
				⑤その他		0	№.096
				①審査請求の件数 ※来年度調整から「前年度からの持ち越し件数」の設問を追加する予定		0	№.097
(3) 審査請求の状況	②裁決により処理を終了した件数		0	№.098			
	裁決の内訳	③ 審議会等に諮問しないで裁決を行ったもの	審査請求の認容	0	№.099		
			審査請求の却下	0	№.100		
			その他	0	№.101		
		④ 審議会等に諮問して裁決を行ったもの	審査請求の棄却	0	№.102		
			審査請求の認容	0	№.103		
			審査請求の一部認容	0	№.104		
	その他		0	№.105			
	※審議会等答申と異なる裁決を行ったもの		0	№.106			
	⑤処理中(次年度に持ち越し)		0	№.107			
⑥取り下げられた件数		0	№.108				

10 開示請求等に関する訴訟の状況	①調査期間中に新たに提訴された事件数		0	No.109	
	②調査期間中に判決の言渡しを受けた事件数		0	No.110	
	裁判 決判 言所 渡内 し訳	地方裁判所	0	No.111	
		高等裁判所	0	No.112	
		最高裁判所	0	No.113	
11 漏えい等事案の状況	調査期間中に発生した漏えい等事案の件数		15	No.114	
12 漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟の状況	①調査期間中に新たに提訴された事件数		0	No.115	
	②調査期間中に判決の言渡しを受けた事件数		0	No.116	
	裁判 決判 言所 渡内 し訳	地方裁判所	0	No.117	
		高等裁判所	0	No.118	
		最高裁判所	0	No.119	
★病院、診療所及び大学の運営(法第58条第2項第1号該当業務)に関する個人情報の取扱いについて			1	No.120	
該当有なら「1」、無なら「0」→ ※No.120が「0」の場合、No.121～138は回答不要					
13 個人情報の目的外利用・個人データの第三者提供の状況	(1) 法第18条第3項に基づく目的外利用	①目的外利用を行った個人情報を含む個人情報ファイルの数		0	No.121
		② 法第18条第3 項各号の別 (複数該当あり)	法第18条第3項第1号	0	No.122
			法第18条第3項第2号	0	No.123
			法第18条第3項第3号	0	No.124
			法第18条第3項第4号	0	No.125
	(2) 法第27条第1項に基づく第三者提供	①第三者提供した個人データを含む個人情報ファイルの数		1	No.126
		② 根拠の別(複 数該当あり)	法第27条第1項第1号	1	No.127
			法第27条第1項第2号	1	No.128
			法第27条第1項第3号	1	No.129
			法第27条第1項第4号	0	No.130
	(3) 法第27条第2項に基づく第三者提供	①第三者提供した個人データを含む個人情報ファイルの数		1	No.131
	(4) 法第27条第5項第3号に基づく共同利用	①共同利用した個人データを含む個人情報ファイルの数		0	No.132
	(5) 法第28条にいう外国にある第三者への提供	①外国にある第三者に提供した個人データを含む個人情報ファイルの数		0	No.133
		② 根拠の別(複 雑回答あり)	法第27条第1項第1号	0	No.134
			法第27条第1項第2号	0	No.135
			法第27条第1項第3号	0	No.136
			法第27条第1項第4号	0	No.137
	14 仮名加工情報データベース等の保有状況	①保有する仮名加工情報データベース等の数(法第41条に基づき自ら作成したもの)		0	No.138

I 保有個人情報の安全管理措置に関する規定の状況

1. 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合

- 各調査項目につき、次の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)。
 - a: 団体全体で統一した規定を定めている(bに該当する場合を除く。)
 - b: 団体全体で統一した規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。
 - c: 団体全体で統一した規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。
 - d: 規定を定めていない。
 - e: その他
- 各調査項目につき、上記で選択した回答内容に応じて記述欄に以下の事項を記入してください(記述式)。
 - a~c: 何も記載しないでください。
 - d: 定めていない理由について記載してください。
 - e: 関連事情を自由に記載してください。

2. 一部事務組合及び広域連合の場合

- 各調査項目につき、次の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)
 - a: 構成地方公共団体の規定に準じて取り扱うこととなっている(その旨の規定がある場合だけではなく、構成地方公共団体と同一の規定が定められている場合や、組成時の規約等にその旨規定されている場合を含む。)
 - b: 独自の規定を定めている。
 - c: 規定を定めていない。
 - d: その他
- 各調査項目につき、上記で選択した回答内容に応じて記述欄に以下の事項を記入してください(記述式)。
 - a, b: 何も記載しないでください。
 - c: 定めていない理由について記載してください。
 - d: 関連事情を自由に記載してください。

本シートは都道府県及び政令指定都市を含む、全ての団体が記入する。ただし、病院、診療所及び大学の運営(法第58条第2項第1号該当業務)のみを行っている一部事務組合及び広域連合は、「Ⅲ 個人情報ファイル簿の公表状況」及び「Ⅳ 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施状況」のみ記入する。

番号	調査項目	回答	記述欄	記述欄記載項目	事務対応ガイド該当箇所
1	【組織的安全管理措置①】 総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指定並びにこれらの者の任務に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-2(1) 4-8-2(2) 4-8-2(3)
2	【組織的安全管理措置②】 保有個人情報の利用及び保管の取扱いの状況に係る記録(システムへのアクセスログの管理を除く。)に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-5(9)
3	【組織的安全管理措置③】 保有個人情報の漏えい等の事実若しくは法や自組織内で整備されている保有個人情報の取扱いに係る規律に違反している事実又はこれらの事実の発生のおそれを認識した場合の、総括保護管理者への報告体制に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-11(1) 4-8-11(3) 4-8-11(4)
4	【組織的安全管理措置④】 保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つための方法(誤りの訂正を含むが、これに限らない。)に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-2-4 4-8-5(5) 4-8-6(16)
5	【人的安全管理措置①(担当者向け研修の実施)】 保有個人情報の取扱いに従事する者(派遣労働者を含む。)に対する、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他の教育研修に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-3(1)
6	【人的安全管理措置②(システム管理者向け研修の実施)】 保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する、保有個人情報の適切な管理のための情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-3(2)
7	【人的安全管理措置③(保護管理者等向け研修の実施)】 保護管理者及び保護担当者に対する、課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修の定期的な実施に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-3(3)
8	【人的安全管理措置④(研修参加機会の確保)】 No.5から7までの研修につき、参加の機会を付与する等の必要な措置に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-3(4)
9	【外的環境の把握】 保有個人情報が外国で取り扱われる場合に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-5(10)
10	【物理的安全管理措置①(送付及び持出しの方法)】 保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等の外部への送付又は持出しに関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-5(4) 4-8-5(6)
11	【物理的安全管理措置②(削除及び廃棄)】 保有個人情報の削除又は保有個人情報が含まれる機器若しくは媒体の廃棄に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-5(8)
12	【物理的安全管理措置③(端末の持出し・持込みの管理)】 保有個人情報を取り扱う職員による端末の外部への持出し又は外部からの持込みに関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-6(14)
13	【物理的安全管理措置④(紛失・盗難の防止)】 保有個人情報を取り扱う情報システム端末の盗難又は紛失等を防止するための措置に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-6(13)
14	【物理的安全管理措置⑤(誤送信・誤送付、誤交付、ウェブサイト等への誤掲載の防止)】 保有個人情報が記載されている書類等の誤送信・誤送付、誤交付及びウェブサイト等への誤掲載を防止するための措置に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-5(7)
15	【物理的安全管理措置⑥(情報システムへの接続制限)】 USBメモリや携帯電話等記録機能を有する電子媒体等の情報システム端末への接続を制限する措置に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-6(11)
16	【物理的安全管理措置⑦(情報システム室等の管理)】 情報システム室等や保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設等における、入退の管理、部外者の立入時の手続、外部電磁記録媒体の持込み、利用又は持出し等に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-7(1) 4-8-7(3)
17	【物理的安全管理措置⑧(情報システム室等への侵入防止)】 情報システム室等について外部からの不正な侵入に備えた措置に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-7(4)
18	【技術的安全管理措置①(情報システムの管理)】 保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について、その保管、複製、廃棄等に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-6(18)

19	【技術的安全管理措置②(アクセス制限)】 情報システムを使用した保有個人情報を利用する事務について、アクセス権限を付与する職員の範囲や権限の内容に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-5(1)
20	【技術的安全管理措置③(アクセスログの管理)】 保有個人情報を取り扱う情報システムに係る、アクセスログの取得、保管及び定期的な分析に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-6(3)
21	【技術的安全管理措置④(認証機能の整備)】 保有個人情報を取り扱う情報システムへのアクセスに必要な認証方法につき、その管理に関する規定(例:パスワードによる認証を行っている場合にはパスワードの設定方法に関するルール)を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-6(2)
22	【技術的安全管理措置⑤(常時監視機能の整備)】 秘匿性や情報量等に照らし特に重要と判断される保有個人情報を取り扱う情報システムについて、アクセス状況を常時監視する機能の設定や当該設定の定期的な見直しを行う等の措置に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-6(5)
23	【技術的安全管理措置⑥(不正アクセス)】 保有個人情報を取り扱う情報システムにつき、ファイアウォールの設定等、外部からの不正アクセスを防止するための対策に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-6(7)
24	【技術的安全管理措置⑦(不正プログラム)】 不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のための対策に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-6(8)
25	【委託先の監督①(委託先の選定)】 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託先の選定方法や選定基準に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-9(1)
26	【委託先の監督②(書面による確認)】 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託契約で定めるべき内容や委託先から取得すべき書類等に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-9(1)
27	【委託先の監督③(取扱状況の確認)】 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、その取扱状況を年1回以上の実地検査により確認する等、その実態を職員が確認することに関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-9(3)
28	【委託先の監督④(委託事項の決定方法)】 保有個人情報の取扱いに係る外部への委託について、委託の要否の判断や委託先に取り扱わせる保有個人情報の範囲等に関する規定はありますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-9(2) 4-8-9(6)
29	【委託先の監督⑤(再委託の許諾手続)】 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、再委託を行う場合の制限に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	4-8-9(4)

II 監査・自己点検の状況

- 各調査項目につき、各調査項目欄記載の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)。
- 各調査項目につき、各回答に応じた「記述欄記載項目」欄記載の事項を記述欄に記入してください(記述式)。

番号	調査項目	回答	記述欄	記述欄記載項目	事務対応ガイド対応箇所
30	<p>保有個人情報の取扱状況について、監査担当部署による監査に関する規定を定めていますか。</p> <p>1. 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合 (次の選択肢から回答してください。) a: 団体全体で統一した規定を定めている (bに該当する場合を除く。) b: 団体全体で統一した規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。 c: 団体全体で統一した規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。 d: 規定を定めていない。 e: その他</p> <p>2. 一部事務組合及び広域連合の場合 (次の選択肢からご回答ください。) a: 構成地方公共団体の規定に準じて取り扱うこととなっている(その旨の規定がある場合だけでなく、構成地方公共団体と同一の規定が定められている場合や、組織規程の規約等にその旨規定されている場合を含む。) b: 独自の規定を定めている。 c: 規定を定めていない。 d: その他</p>	a		<p>1. 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合 a~c: 何も記載しないでください。 d: 定めていない理由について記載してください。 e: 関連事情を自由に記載してください。</p> <p>2. 一部事務組合及び広域連合の場合 a, b: 何も記載しないでください。 c: 定めていない理由について記載してください。 d: 関連事情を自由に記載してください。</p>	4-8-12(1)
31	<p>(No.30で規定を定めている旨、回答した場合(※)のみ回答してください。) 調査対象期間中に実施した監査により、改善すべきであると認められる事項はありましたか。 ※一部事務組合及び広域連合以外の団体: a~cと回答した場合 一部事務組合及び広域連合: a~bと回答した場合</p> <p>(次の選択肢からご回答ください。) a: 改善すべき事項が認められた。 b: 改善すべき事項は認められなかった。 c: 調査対象期間中に監査を実施しなかった。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で選択肢は共通</p>	a		<p>a, b: 何も記載しないでください。 c: 実施できなかった理由を記載してください。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で内容は共通</p>	4-8-12(3)
32	<p>(No.31でaと回答した場合のみ回答してください。) 改善すべき事項が認められた部署等において、保有個人情報の見直しは実施されましたか。</p> <p>(次の選択肢から回答してください。) a: 全ての事項について見直しを実施した。 b: 一部の事項については見直しを実施したが、見直しのできない事項がある。 c: 全く見直しを実施していない。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で選択肢は共通</p>	a		<p>a: 何も記載しないでください。 b: 見直しのできない事項につき、見直しのできない理由を記載してください。 c: 見直しを実施していない理由を記載してください。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で内容は共通</p>	4-8-12(3)
33	<p>保有個人情報の取扱状況について、自己点検に関する規定を定めていますか。</p> <p>1. 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合 (次の選択肢から回答してください。) a: 団体全体で統一した規定を定めている (bに該当する場合を除く。) b: 団体全体で統一した規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。 c: 団体全体で統一した規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。 d: 規定を定めていない。 e: その他</p> <p>2. 一部事務組合及び広域連合の場合 (次の選択肢からご回答ください。) a: 構成地方公共団体の規定に準じて取り扱うこととなっている(その旨の規定がある場合だけでなく、構成地方公共団体と同一の規定が定められている場合や、組織規程の規約等にその旨規定されている場合を含む。) b: 独自の規定を定めている。 c: 規定がない。 d: その他</p>	a		<p>1. 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合 a~c: 何も記載しないでください。 d: 定めていない理由について記載してください。 e: 関連事情を自由に記載してください。</p> <p>2. 一部事務組合及び広域連合の場合 a, b: 何も記載しないでください。 c: 定めていない理由について記載してください。 d: 関連事情を自由に記載してください。</p>	4-8-12(2)
34	<p>(No.33で規定を定めている旨、回答した場合(※)のみ回答してください。) 調査対象期間中に実施した自己点検により、改善すべきであると認められる事項はありましたか。 ※一部事務組合及び広域連合以外の団体: a~cと回答した場合 一部事務組合及び広域連合: a~bと回答した場合</p> <p>(次の選択肢から回答してください。) a: 改善すべき事項が認められた。 b: 改善すべき事項は認められなかった。 c: 調査対象期間中に自己点検を実施しなかった。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で選択肢は共通</p>	a		<p>a, b: 何も記載しないでください。 c: 実施できなかった理由を記載してください。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で内容は共通</p>	4-8-12(3)
35	<p>(No.34でaと回答した場合のみ回答してください。) 改善すべき事項が認められた部署等において、保有個人情報の取扱いの見直しは実施されましたか。</p> <p>(次の選択肢からご回答してください。) a: 全ての事項について見直しを実施した。 b: 一部の事項については見直しを実施したが、見直しのできない事項がある。 c: 全く見直しを実施していない。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で選択肢は共通</p>	a		<p>a: 何も記載しないでください。 b: 見直しのできない事項につき、見直しのできない理由を記載してください。 c: 見直しを実施していない理由を記載してください。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で内容は共通</p>	4-8-12(3)

III 個人情報ファイル等の公表状況

- 公表方法につき、選択肢から回答欄に入力してください(選択式)。
- 「公表場所、公表URL等」につき、公表方法に応じた内容を記述欄に記入してください(記述式)。

公表方法(選択式)	公表場所、公表URL等(記述式)
ウェブサイト	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/jyohokokai/1009358/1051989.html

IV 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施状況

提案の対象となった個人情報ファイルの名称	提案を行った者の名称	含まれる記録項目	管理を担当する組織の名称

付票3:安全管理措置等(病院、診療所及び大学の運営(法第58条第2項第1号該当業務)のみ)

「付票3」シート

I 個人データの安全管理措置に関する規定の状況

1. 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合

- 各調査項目につき、次の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)。
 - a: 団体全体で統一した規定を定めている(bに該当する場合を除く。)
 - b: 団体全体で統一した規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。
 - c: 団体全体で統一した規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。
 - d: 規定を定めていない。
 - e: その他
- 各調査項目につき、上記で選択した回答内容に応じて記述欄に以下の事項を記入してください(記述式)。
 - a~c: 何も記載しないでください。
 - d: 定めていない理由を記載してください。
 - e: 関連事情を自由に記載してください。

2. 一部事務組合及び広域連合の場合

- 各調査項目につき、次の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)
 - a: 構成地方公共団体の規定に準じて取り扱うこととなっている(その旨の規定がある場合だけでなく、構成地方公共団体と同一の規定が定められている場合や、組成時の規約等にその旨規定されている場合を含む。)
 - b: 独自の規定を定めている。
 - c: 規定を定めていない。
 - d: その他
- 各調査項目につき、上記で選択した回答内容に応じて記述欄に以下の事項を記入してください(記述式)。
 - a, b: 何も記載しないでください。
 - c: 定めていない理由を記載してください。
 - d: 関連事情を自由に記載してください。

本シートは病院、診療所及び大学の運営(法第58条第2項第1号該当業務)を行っている団体のみ記入する。

番号	調査項目	回答	記述欄	記述欄記載項目	ガイドライン(通則編)該当箇所
1	【組織的安全管理措置①】 個人データの取扱いに関する責任者及び従業者の指定並びにこれらの者の責任及び役割を明確化した規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-3(1)
2	【組織的安全管理措置②】 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況等、個人データの取扱状況に係る記録(システムへのアクセスログの管理を除く。)に関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-3(2)
3	【組織的安全管理措置③】 個人データの漏えい等事案の発生若しくは法や自組織内で整備されている個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又はこれらの事案の発生のおそれを認識した場合の、責任者への報告体制に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	10-3(1) 10-3(4)
4	【人的安全管理措置①(担当者向け研修の実施)】 個人データの取扱いに関する留意事項に係る従業者に対する定期的な教育研修に関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-4
5	【人的安全管理措置②(就業規則等への記載)】 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等で定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-4
6	【外的環境の把握】 個人データが外国で取り扱われる場合に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	10-7
7	【物理的安全管理措置①(送付及び持出しの方法)】 個人データが記載・記録された書類・媒体等の外部への送付又は持出しに関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-5(3)
8	【物理的安全管理措置②(削除及び廃棄)】 個人データの削除又は個人データが含まれる機器若しくは媒体の廃棄に関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-5(4)
9	【物理的安全管理措置③(管理区域の管理)】 個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域について、入退室管理や機器の持込みに関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-5(1)
10	【物理的安全管理措置④(紛失・盗難の防止)】 個人データを取り扱う機器の紛失又は盗難等を防止するための措置に関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-5(2)
11	【技術的安全管理措置①(アクセス制限)】 個人情報データベース等について、取り扱うことのできる情報システムの限定や、従業員へのアクセス権限の付与に関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-6(1)
12	【技術的安全管理措置②(アクセスログの管理)】 個人情報データベース等について、アクセスログの取得、保管及び定期的な分析に関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-6(3)
13	【技術的安全管理措置③(認証機能の整備)】 個人情報データベース等へのアクセスに必要な認証方法につき、その管理に関する規定(例:パスワードによる認証を行っている場合にはパスワードの設定方法に関するルール)を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-6(2)
14	【技術的安全管理措置④(不正アクセス)】 個人データを取り扱う情報システムにつき、ファイアウォールの設定等、外部からの不正アクセスを防止するための対策に関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-6(3)
15	【技術的安全管理措置⑤(不正プログラム)】 セキュリティ対策ソフトウェア等の導入等、不正ソフトウェアによる個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止のための対策に関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-6(3)
16	【委託先の監督①(委託先の選定)】 個人データの取扱いに係る業務の外部への委託について、委託先の選定方法や選定基準に関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	3-4-4(1)

17	【委託先の監督②(取扱状況の確認)】 個人データの取扱いに係る業務の外部への委託について、その取扱状況を確認することに関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	3-4-4(3)
18	【委託先の監督③(再委託の許諾手続)】 個人データの取扱いに係る業務の外部への委託について、再委託を行う場合の条件に関する規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	3-4-4(3)

II 監査・自己点検の状況

- 各調査項目につき、各調査項目欄記載の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)。
- 各調査項目につき、各回答に応じた「記述欄記載項目」欄記載の事項を記述欄に記入してください(記述式)。

番号	調査項目	回答	記述欄	記述欄記載項目	ガイドライン(運用編)該当箇所
19	個人データの取扱状況について、監査担当部署による監査に関する規定を定めていますか。 1. 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合 (次の選択肢からご回答ください。) a: 団体全体で統一した規定を定めている(bに該当する場合を除く。) b: 団体全体で統一した規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。 c: 団体全体で統一した規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。 d: 規定を定めていない。 e: その他 2. 一部事務組合及び広域連合の場合 (次の選択肢からご回答ください。) a: 構成地方公共団体の規定に準じて取り扱うこととなっている(その旨の規定がある場合だけでなく、構成地方公共団体と同一の規定が定められている場合や、組成時の規約等にその旨規定されている場合を含む。)。□ b: 独自の規定を定めている。□ c: 規定がない。 d: その他□	a		1. 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合 a~c: 何も記載しないでください。 d: 定めていない理由について記載してください。 e: 関連事情を自由に記載してください。 2. 一部事務組合及び広域連合の場合 a, b: 何も記載しないでください。 c: 定めていない理由について記載してください。 d: 関連事情を自由に記載して記載してください。	10-3(5)
20	(No.19で規定を定めている旨、回答した場合(※)のみご回答ください。) 調査対象期間中に実施した監査により、改善すべきであると認められる事項はありましたか。 ※一部事務組合及び広域連合以外の団体: a~cと回答した場合 一部事務組合及び広域連合: a~bと回答した場合 (次の選択肢からご回答ください。) a: 改善すべき事項が認められた。 b: 改善すべき事項は認められなかった。 c: 調査対象期間中に監査も自己点検も実施しなかった。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で選択肢は共通	a		a, b: 何も記載しないでください。 c: 実施できなかった理由を記載してください。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で内装は共通	10-3(5)
21	(No.20でaと回答した場合のみご回答ください。) 改善すべき事項が認められた部署等において、個人データの取扱いの見直しは実施されましたか。 (次の選択肢からご回答ください。) a: 全ての事項について見直しを実施した。 b: 一部の事項については見直しを実施したが、見直しができていない事項がある。 c: 全く見直しを実施していない。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で選択肢は共通	a		a: 何も記載しないでください。 b: 見直しができていない事項につき、見直しができていない理由を記載してください。 c: 見直しを実施していない理由を記載してください。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で内装は共通	10-3(5)
22	個人データの取扱状況について、自己点検に関する規定を定めていますか。 1. 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合 (次の選択肢からご回答ください。) a: 団体全体で統一した規定を定めている(bに該当する場合を除く。) b: 団体全体で統一した規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。 c: 団体全体で統一した規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。 d: 規定を定めていない。 e: その他 2. 一部事務組合及び広域連合の場合 (次の選択肢からご回答ください。) a: 構成地方公共団体の規定に準じて取り扱うこととなっている(その旨の規定がある場合だけでなく、構成地方公共団体と同一の規定が定められている場合や、組成時の規約等にその旨規定されている場合を含む。)。□ b: 独自の規定を定めている。□ c: 規定がない。 d: その他□	a		1. 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合 a~c: 何も記載しないでください。 d: 定めていない理由について記載してください。 e: 関連事情を自由に記載してください。 2. 一部事務組合及び広域連合の場合 a, b: 何も記載しないでください。 c: 定めていない理由について記載してください。 d: 関連事情を自由に記載して記載してください。	10-3(5)
23	(No.22で規定を定めている旨、回答した場合(※)のみご回答ください。) 調査対象期間中に実施した自己点検により、改善すべきであると認められる事項はありましたか。 ※一部事務組合及び広域連合以外の団体: a~cと回答した場合 一部事務組合及び広域連合: a~bと回答した場合 (次の選択肢からご回答ください。) a: 改善すべき事項が認められた。 b: 改善すべき事項は認められなかった。 c: 調査対象期間中に自己点検を実施しなかった。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で選択肢は共通	a		a, b: 何も記載しないでください。 c: 実施できなかった理由を記載してください。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で内装は共通	10-3(5)
24	(No.23でaと回答した場合のみご回答ください。) 改善すべき事項が認められた部署等において、個人データの取扱いの見直しは実施されましたか。 (次の選択肢からご回答ください。) a: 全ての事項について見直しを実施した。 b: 一部の事項については見直しを実施したが、見直しができていない事項がある。 c: 全く見直しを実施していない。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で選択肢は共通	a		a: 何も記載しないでください。 b: 見直しができていない事項につき、見直しができていない理由を記載してください。 c: 見直しを実施していない理由を記載してください。 ※「一部事務組合及び広域連合」とそれ以外の団体で内装は共通	10-3(5)

(2) 開示請求に対する処理の状況

ア 決定内容の内訳（5年間の推移）

(単位：件)

年 度	請 求	開 示	一部開示	不開示	その他
令和元年度	43	30	9	3	1
令和2年度	51	39	7	5	-
令和3年度	46	26	16	4	-
令和4年度	46	27	13	6	-
令和5年度	27	9	13	5	-

※ 文書不存在は、不開示に含まれています。

イ 一部不開示情報の内訳

法第78条	不開示情報	件 数
1号	請求者の生命、健康、生活又は財産を害する情報	-
2号	請求者以外の個人に関する情報	7
3号	法人等に関する情報	5
4号	国の安全等に関する情報	-
5号	公共の安全等に関する情報	-
6号	審議、検討等に関する情報	-
7号	事務又は事業に関する情報	5
-	一部不存在	2

※ 複数の不開示情報の項目に該当することがあるため、一部開示の件数とは一致しません。

ウ 不開示情報の内訳

法第78条	不開示情報	件数
1号	請求者の生命、健康、生活又は財産を害する情報	-
2号	請求者以外の個人に関する情報	-
3号	法人等に関する情報	-
4号	国の安全等に関する情報	-
5号	公共の安全等に関する情報	-
6号	審議、検討等に関する情報	-
7号	事務又は事業に関する情報	-
-	不存在	4
-	請求に係る保有個人情報に特定するに足りる事項の記載に不備	1

※ 複数の不開示情報の項目に該当することがあるため、不開示の件数とは一致しません。

(3) 開示請求の一覧

No.	請求日	請求内容	所管課	決定内容	該当	決定日
1	R5. 4. 4	火災調査報告に関する文書	消防指導課	一部	2号	R5. 4. 14
2	R5. 4. 20	弁護士会から弁護士法第23の2に基づき照会があったときの依頼文書及びその別紙	介護保険課	一部	2号 3号	R5. 4. 27
3	R5. 4. 21	火災調査報告に関する文書	消防指導課	開示	-	R5. 5. 1
4	R5. 6. 1	女性のための相談室における相談記録	多様性社会推進課	一部	7号	R5. 6. 6
5	R5. 6. 26	・住民票の写し等の請求書 ・戸籍証明書等の請求書	市民課	一部	3号	R5. 7. 4
6	R5. 7. 11	家庭児童相談室における相談記録	こども育成相談課	開示	-	R5. 7. 24
7	R5. 9. 27	市民相談課における相談記録	市民相談課	開示	-	R5. 10. 2
8	R5. 10. 5	火災調査報告に関する文書	消防指導課	一部	2号	R5. 10. 17
9	R5. 11. 16	・市税の還付に関する通知に係る決裁文書 ・過誤納付還付金の支出に係る決裁文書	収納課	開示	-	R5. 11. 28
10	R5. 4. 19	犯罪被害者給付金に関する文書	市民相談課	開示	-	R5. 5. 2
11	R5. 12. 13	救急報告書	消防指導課	開示	-	R5. 12. 15
12	R5. 11. 28	- (請求に係る保有個人情報に特定するに足りる事項の記載に不備)	行政総務課	不開示	-	R5. 12. 20
13	R6. 1. 7	外部公益通報に係る調査・報告に関する詳細資料一式	地域保健課	不開示	不存在	R6. 1. 19
14	R6. 1. 29	企画調整課に提出された市長面談議事録	総合政策課	開示	-	R6. 2. 6
15	R6. 1. 29	・住民票の写し等の請求書 ・戸籍証明書等の請求書	市民課	一部	2号 3号	R6. 2. 6
16	R6. 2. 1	新型コロナウイルス感染症発生届	保健予防課	開示	-	R6. 2. 8
17	R6. 1. 31	委託契約書に添付された職員名簿	障がい福祉課	一部	2号	R6. 2. 9
18	R6. 2. 13	印鑑登録証明書交付申請書	市民課	不開示	不存在	R6. 2. 22
19	R6. 2. 14	・住民票の写し等の請求書 ・戸籍証明書等の請求書	市民課	不開示	不存在	R6. 2. 22
20	R6. 2. 21	・住民票の写し等の請求書 ・戸籍証明書等の請求書	市民課	不開示	不存在	R6. 2. 29
21	R6. 2. 26	教育センターにおける相談記録	教育センター	一部	7号 2号	R6. 3. 6
22	R6. 2. 26	家庭児童相談室における相談記録	こども育成相談課	開示	-	R6. 3. 6

No.	請求日	請求内容	所管課	決定内容	該当	決定日
23	R5. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等の請求書 ・戸籍証明書等の請求書 	市民課	一部	不存在	R5. 4. 11
24	R5. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等の請求書 ・戸籍証明書等の請求書 	市民課	一部	不存在	R5. 4. 11
25	R6. 2. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書 ・検診料請求書 	生活支援課	一部	7号3号 2号	R6. 3. 13
26	R6. 2. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書 ・検診料請求書 	生活支援課	一部	7号 3号	R6. 3. 13
27	R6. 3. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳6か月児健康診査の記録 ・乳児家庭全戸訪問記録 ・1歳6か月児健康診査の記録 ・電話相談の記録 ・心理発達相談（こども相談）の記録 	こども育成相談課	一部	7号	R6. 3. 26

(4) 不服申立の処理状況

(単位：件)

年 度	請 求	決 定	取下げ
平成19年度	2	2	-
平成20年度	-	-	-
平成21年度	-	-	-
平成22年度	-	-	-
平成23年度	-	-	-
平成24年度	-	-	-
平成25年度	1	-	-
平成26年度	-	1	-
平成27年度	-	-	-
平成28年度	-	-	-
平成29年度	-	-	-
平成30年度	-	-	-
令和元年度	-	-	-
令和2年度	-	-	-
令和3年度	-	-	-
令和4年度	-	-	-
令和5年度	-	-	-
合 計	3	3	-

※ 平成18年度まで不服申立は提起されていません。

不服申立の内容

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
19-1	H19. 4. 25	学校事故報告書	不開示	教育委員会	不存在	H19. 7. 3	H19. 7. 13	H19. 9. 19	教育委員会の判断は妥当	H19. 10. 18	答申どおり(棄却)
19-2	H19. 9. 4	H19. 9. 4付文書中の記載事項(血圧)の訂正	不訂正	市長	不訂正	H19. 11. 14	H19. 11. 20	H19. 12. 18	市長の判断は妥当	H19. 12. 28	答申どおり(棄却)
25-1	H25. 11. 18	印鑑登録に係る茅ヶ崎市が保有している記録(印鑑登録申請書、印鑑登録廃止申請書、印鑑登録証亡失等届出書及び印鑑登録原票)	不開示	市長	不存在 7号	H26. 2. 3	H26. 2. 17	H26. 11. 28	不開示とした部分の一部開示が妥当	H26. 12. 25	答申どおり(一部開示)